

建設工事の適正な施工の確保について

大阪市との契約をはじめとする建設工事の施工にあたり、建設業法等関係法令を遵守することはもとより、次の事項に留意し、建設工事の適正な施工の確保に努められるとともに、大阪市政の運営並びに今後の発展のため、格段のご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 関係法令の遵守

各種関係法令を遵守し、公共工事の受注者として疑惑を招くような行為を厳に慎むとともに、社会的信頼にこたえその責任を十分果たすこと。

2 建設労働者の労働条件の確保

- (1) 建設工事に従事する労働者を雇用したときは「雇入れ通知書」などを交付すること。
- (2) 各種労働条件については、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む）を厳守すること。
- (3) 建設労働者の雇用にあたっては、建設業退職金共済制度の履行に努めること。
（別紙：「建設業退職金共済制度の活用について」を参照）

3 社会保険等の加入促進及び法定福利費の適正な確保

- (1) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入及び適正な掛金の納付の履行に努めること。また、大阪市発注工事で下請施工を必要とする場合は、法律で義務づけられているこれらの保険への下請負人の加入状況を確認するとともに、未加入の場合には、大阪市へ報告すること。
- (2) これらの保険料については、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保すること。

法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法に違反するおそれがあるため、留意すること。

※ いわゆる「一人親方」については、建設工事において、請負として働く場合、個人で国民健康保険と国民年金へ加入することとなる。ただし、実態が元請企業や下請企業のもとで労働者として働いている場合は、使用されている企業の保険に加入しなければならない場合があるなど注意が必要となる。

（詳しくは、国土交通省HP「一人親方リーフレット」
(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001618573.pdf>)を参照。）

4 建設労働者への適切な賃金の支払い

大阪市発注工事においては、二省協定労務単価※に基づく労務単価を基本に積算しており、この点に十分留意し、建設労働者への適切な賃金の支払いについて配慮するとともに、不払いが発生しないよう万全を期すること。

※二省協定労務単価：農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるために定めた公共工事設計労務単価

5 障がい者雇用の促進

障がい者雇用の一層の促進に努めること。

6 適正な主任技術者等の配置

工事現場ごとに設置すべき専任の主任技術者等については、建設業法に基づき適正な配置を行うこと。

なお、建設工事の監理技術者については、指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置すること。

7 安全施工の確保

工事関係者並びに公衆に対する災害・事故の発生防止について、法令及び各種基準の遵守を全工事関係者に徹底し、工事の安全施工を確保すること。

なお、大阪府内において、工事施工中に死亡事故が発生した場合、大阪市発注工事以外でも、事故内容、警察・労働基準局の調査状況、今後の安全対策等について、ただちに（おおむね1週間以内）文書で大阪市に対し報告すること。

8 適正な下請制度の確立等

下請契約の当事者は、各々対等の立場の合意に基づき、書面により適正に契約を締結するとともに、下請代金の決定・前払金を含む下請代金の支払等は、建設業法の下請負人保護に関する諸規定の趣旨にのっとり、適正に行うこと。

建設業法に違反する一括下請及び不必要な重層下請は行わないこと。

施工体制台帳の整備を行う等により、的確に施工体制を把握すること。

9 消費税、地方消費税の適正な転嫁

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の規定では、元請負人が下請負人に対し、一方的に消費税額を削減する等の転嫁拒否等の行為の禁止を定めているので、下請負契約、資材購入等において、自己の取引上の地位を不当利用することなく、消費税、地方消費税分を適正に上乘せした契約を締結し、転嫁を受け入れること。

免税事業者である下請負人であってもその仕入れに消費税、地方消費税分を上乘せされていることに留意すること。

10 前払金の適正使用（中間前払金を含む。）

公共工事の前払金は、前払金申請された当該工事に適正に使用すること。なお、前払金申請された工事以外の工事代金への充当や会社の運転資金への流用など、不正使用の事実が判明した場合は、刑事告発など厳正に対処します。

11 中間前払金制度の活用

中間前払金制度は、部分払と比較し事務手続きが簡略化されており、有利子負債の低減による金利負担の軽減など経営体質強化への貢献が期待でき、下請負人や資材業者の資金繰りを円滑にし、地域経済への一定の効果も期待されることから、積極的な活用に努めること。

12 地域建設業経営強化融資制度等の活用

公共工事請負代金債権を譲渡担保に低利で融資を受けられる「地域建設業経営強化融資制度」又は「下請セーフティネット債務保証事業」について、大阪市から債権譲渡承諾を得ることで、融資を受けることができることに留意すること。

13 暴力団排除の徹底

建設業から暴力団を排除し、建設工事の適正な施工を確保するため、暴力団からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、被害については、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

14 下請負人に対する指導

下請負人に対しても、上記各項の趣旨を周知徹底すること。

15 経営事項審査

建設業法第27条の23第1項の規定により、公共工事を直接請け負うために経営事項審査を受けることが義務付けられています。

「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう毎営業年度経過後、速やかに経営事項審査をうけること。

16 おそれ情報の通知義務

労務費へのしわ寄せを防ぐため、資材高騰が生じるおそれがあると認めるときは、請負契約の締結をするまでに受注者から注文者に対して、関連する情報（「おそれ情報」）を必要な情報として通知すること。（[様式はこちらを参照。](#)）

（令和7年2月作成）